



兵庫労働局発表  
令和2年4月13日（月）

報道関係者 各位

【照会先】

兵庫労働局職業安定部

職業安定課長 鮫島 成人

職業対策課長 泉川 利彦

課長補佐 廣田 宗久

（電話）078（367）0810

## 実践型地域雇用創造事業に係る委託費の返納額の確定について

兵庫労働局は、令和元年11月20日、宍粟市雇用創生協議会（（会長 福元晶三）兵庫県宍粟市一宮町生栖851番地2）との委託契約を解除したところですが、今般、同委託契約に係る委託費の返納額について、下記のとおり確定したので公表します。

### 記

#### 1 返納額

35,528,057円

※このうち、不適正支出額（13,445,888円）に対して、別途、加算金を課すこととしている。

#### 【参考】

##### 返納を求めた理由

平成30年12月3日付けで宍粟市雇用創生協議会（以下「宍粟市協議会」という。）と締結した「実践型地域雇用創造事業委託契約」（令和元年11月20日付けで一部解除）について、事業の履行状況等に関する調査を実施したところ、実践型地域雇用創造事業委託契約書第26条第1項第4号及び第5号に該当することが確認できたため、同条第2項に基づき返納を求めたもの。

#### 実践型地域雇用創造事業委託契約書（抄）

##### 第21条

2 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部を返還し、さらに委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払いの日までの日数に応じて、年20%の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。

第26条 甲（兵庫労働局）は、乙（宍粟市協議会）が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。また、本契約の再委託先が次の各号のいずれかに該当する場合も、同様とする。

（4）第16条に規定する監査等に対する虚偽の報告等が発覚したとき

（5）この委託事業を適正に遂行することが困難であると委託者が認めるとき

2 甲は、前項の規定により、契約を解除したときは、第20条の規定に準じて委託費の精算を行う。ただし、契約の解除について、乙に故意又は重大な過失が認められたときは、その一部又は全部を支払わないことができる。また、既に交付した委託費がある場合には、その返還を求めることができるものとする。さらに、契約が解除された場合において、乙は、甲との協議に基づき委託事業の残務を処理するものとする。